

平成19年 No.47

東京学芸大学学生相談支援センター規程の一部を改正する規程

改正理由

学生相談支援センターのキャリア支援部門業務を、新たに設置される学生キャリア支援センターに移行するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 9月 5日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学学生相談支援センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年9月6日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成19年規程第29号

東京学芸大学学生相談支援センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生相談支援センター規程（平成18年規程第6号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生相談支援センター規程の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターのキャリア支援部門業務を、新たに設置される学生キャリア支援センターに移行するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>東京学芸大学学生相談センター規程</u></p> <p>(目的) 第1条 <u>東京学芸大学学生相談センター</u>（以下「センター」という。）は、東京学芸大学（以下「本学」という。）<u>学生の</u>学生生活上の相談（以下「<u>学生相談</u>」という。）に応じ、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的とする。</p> <p><u>(業務)</u> 第2条 <u>センター</u>は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>学生相談</u>及び<u>カウンセリング</u></p> <p>(2) その他<u>学生相談</u>に関し必要な業務</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年10月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>東京学芸大学学生相談支援センター規程</u></p> <p>(目的) 第1条 <u>東京学芸大学学生相談支援センター</u>（以下「センター」という。）は、東京学芸大学（以下「本学」という。）<u>の学生の修学、進路及び</u>学生生活上の相談（以下「<u>学生相談等</u>」という。）に応じ、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的とする。</p> <p><u>(部門)</u> 第2条 <u>センターに、カウンセリング部門及びキャリア支援部門を置き、</u>次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>修学及び学生生活に関する相談</u>及び<u>カウンセリング</u></p> <p>(2) <u>学生の進路に関する相談</u></p> <p>(3) その他<u>学生相談等</u>に関し必要な業務</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p>